

感 対 第 5 7 7 号
令和4年9月22日

県内透析医療機関 管理者 殿

茨城県保健医療部感染症対策課長

**新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し
における透析患者への対応について（協力依頼）**

日頃から新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに罹患した透析患者（以下「コロナ陽性透析患者」という。）への医療につきまして、今般、令和4年9月16日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しにおける透析患者への対応について」により、コロナ陽性透析患者の早期療養解除の場合についてQAが示されました。

県内の透析医療機関におかれましては、本事務連絡をご承知おきいただくとともに、引き続き、別紙「茨城県コロナ陽性透析患者の初療判断目安」を参考に、無症状又は軽症のコロナ陽性透析患者については、かかりつけ透析医療機関での外来維持透析を実施いただくなど、透析医療の確保に御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。